

意見聴取事項

イ 条例改正に向けた今後の予定、及び、市民意見募集（パブリックコメント）に係る資料について

◆条例改正に向けた今後の予定

R 7.10 パブリックコメント(パブコメ)による市民意見の募集

R 7.11 上旬 パブコメ意見に対する回答の整理

R 7.11 下旬 令和7年度第3回審議会（パブコメ結果、運用基準・ガイドライン案）

R 7.12 改正内容確定（庁内意思決定）

R 8.2 令和7年度第4回審議会（運用基準・ガイドライン案）

R 8.2 市議会2月定例会へ条例改正案を提出

R 8.4 改正条例施行

◆市民意見募集（パブリックコメント）に係る資料（案）

パブコメは、次の3点の資料により実施する予定です。

- ①市民意見募集（パブリックコメント）の実施について（別紙3）
- ②いわき市情報公開制度の見直しに関する概要（別紙4）
- ③いわき市情報公開条例新旧対照表（パブコメ用）（別紙5）

①の資料は、条例改正を行う背景のほか、募集期間や意見提出方法などについて記載したものです。なお、パブコメの実施方法は庁内で要綱として整理されており、原則としてこの方法に則り実施します。

②の資料は、改正内容に関する趣旨などをまとめた資料となります。

なお、『意見聴取事項 ア』に記載した改正を予定している箇所のうち、第4条（適正な請求及び使用）及び第5条（請求権者）について、パブコメにより意見を募集します。

第3条、第7条、第8条、第11条、第15条については、法令等に合わせた改正や文言の整理であることから、パブコメからは除外します。

いわき市情報制度の見直しに関する 市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

いわき市における情報公開制度について、行政の広域化や情報化による地域を超えた情報収集・発信手段の発展により、市域を超えて市の行政情報は、高い関心を持たれるようになってきていることから、より公正で開かれた市政の実現により、さらなる市政の推進に資するため制度見直しを行います。

ついては、このことに伴い、いわき市情報公開条例の改正を行うにあたって、次のとおり市民意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 意見募集期間

令和7年10月 日（ ）～10月 日（ ） ※期間内必着

2 対象案件

いわき市情報公開制度の見直しに関し以下の内容について意見を募集します。

- ①. 請求権者の拡大について（必要性や効果など）
- ②. 適正な請求について（必要性や内容など）
- ③. その他

3 案件の資料

- (1) いわき市情報公開制度の見直しに関する概要
- (2) いわき市情報公開条例新旧対照表

4 施行予定日

令和8年4月1日

5 資料の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 本庁舎1階情報公開センター及び各支所情報公開コーナーへの資料備え付け
※令和7年10月 日（ ）午前8時30分から公開

6 意見提出方法

- ・任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、郵送、FAX、電子メールにより送付・送信、又は、総務課文書係へ持参により提出する。
- ・匿名（住所、氏名、電話番号の記入がない）の場合には、「意見」として取り扱いません。
- ・口頭や電話による意見の受付はしません。

7 意見提出先

- ・宛 先：総務課文書係
- ・住 所：〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
- ・F A X：0246-22-3662
- ・E-mail：somu@city.iwaki.lg.jp

8 その他

- ・住所、氏名、電話番号等の個人情報、意見内容に不明な点があった場合の連絡・確認などの意見公募業務のために使用し、目的外使用や外部への公表は行いません。
- ・提出いただいた意見に対する考え方や対応等については、取りまとめたうえで、市ホームページで公表します。
- ・個々の意見に対して直接、個別の回答は行いません。また、この手続きは、案件に対する意見を求めるもので、賛否を問うものではありません。

いわき市の情報公開制度の見直しに関する概要

いわき市における情報公開制度について、行政の広域化や情報化による地域を超えた情報収集・発信手段の発展により、市域を超えて市の行政情報は、高い関心を持たれるようになってきていることから、より公正で開かれた市政の実現により、さらなる市政の推進に資するため制度の見直しを行います。

このことに伴い、条例の改正を行うにあたって、市民の皆様からの意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 制度見直しの方向性

- (1) 本市へ行政情報の開示請求をできる方を「市民等」から「何人も」とします。
- (2) 健全な制度運用を維持するため、情報公開制度の目的に沿った「適正な請求」についての規定を設けます。

2 条例改正内容の概要

(1) 請求権者（第5条）

現行の条例では第5条において、実施機関に対し行政情報の開示を請求することができる方を次のとおり定めています。

- ア 市の区域内に住所を有する者
- イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市の区域内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの

これまでは該当していなかった個人や、市外法人の事業参画のための情報収集、全国の市町村等を対象とした調査研究等を目的とした開示請求への対応も可能とするなど、市政のさらなる推進のため、請求権者を「何人も」に改正します。

(2) 適正な請求及び使用（第4条）

現行条例第4条では、「行政情報の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。」と定めています。

請求権者を「何人も」として公開性の向上を図る一方で、本市の情報公開制度を円滑かつ健全に運用していくためには、得た情報の適正な使用だけでなく、条例の目的に沿った適正な請求に努めていただくことも必要になることから、適正な請求に関する規定を加えます。

※詳細は、新旧対照表を参照ください。

3 施行予定日

令和8年4月1日

いわき市情報公開条例(平成10年いわき市条例第1号)新旧対照表 【パブコメ用】

改正後	改正前
<p>(適正な請求及び使用)</p> <p>第4条 この条例の定めるところにより行政情報の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、<u>適正な請求に努めるとともに、</u>行政情報の開示を受けたときは、<u>これによって得た情報を適正に使用しなければならぬ</u>い。</p> <p>(請求権者)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、<u>実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政情報の開示を請求することができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(適正使用)</p> <p>第4条 行政情報の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。</p> <p>(請求権者)</p> <p>第5条 <u>次に掲げるものは、実施機関に対し、行政情報(第5号に掲げるもの)の開示を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>市の区域内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体</u></p> <p>(3) <u>市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>(4) <u>市の区域内に存する学校に在学する者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの</u></p> <p>_____</p>